［固定資産の減損関係］

1．減損を認識した固定資産に関する事項

該当ありません。

2．減損の兆候が認められた固定資産に関する事項

該当ありません。

3．使用しないという決定を行った固定資産に関する事項

⑴　使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

| 名　　称 | 用　途 | 種　　類 | 場　所 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 田川工業用水道資産 | 工業用水道施設 | 土地、建物、構築物、機械装置、工具器具備品 | 福岡県田川市 | 23年度末帳簿価額 351,900,600円 |

⑵　使用しないという決定を行った経緯及び理由

田川工業用水道資産については、地方公共団体と「工業用水道事業承継に関する覚書」を締結したため、減損の兆候が認められました。

ただし、使用しなくなる日が翌事業年度以降のため、減損は認識しておりません。

なお、田川工業用水道資産の事業承継時期については未定であることから、使用しなくなる日の具体的な帳簿価額、回収可能サービス価額、減損見込額の算出が不可能なため、表示しておりません。

## Ⅲ　重要な債務負担行為

1．一般勘定

⑴　投資事業有限責任組合契約により、組合から出資履行請求を受けた際に契約で定められた出資約束金額を限度に出資を行う義務を負っているが、このうち未だ請求がなく、未履行の金額は、68,817,657,421円であります。

⑵　中小企業総合展に係る委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、319,714,500円であります。

⑶　特定事業者復興支援施設に係る契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、4,223,036,450円であります。

2．産炭地域経過業務特別勘定

田川工業用水道浄水場施設更新工事に係る工事請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、296,100,000円であります。

3．出資承継勘定

投資事業有限責任組合契約により、組合から出資履行請求を受けた際に契約で定められた出資約束金額を限度に出資を行う義務を負っているが、このうち未だ請求がなく、未履行の金額は、27,000,000円であります。

## Ⅳ　重要な後発事象

該当ありません。

## Ⅴ　固有の表示科目の内容

1．特定事業者復興支援施設

東日本大震災の復旧・復興支援のために行う被災地域産業地区再整備事業にて設置された特定事業者復興支援施設（仮設施設）が完成した際に、当該施設の完成に要した額をたな卸資産として整理しております。

2．特定事業者復興支援施設整備費

特定事業者復興支援施設を譲渡する際に、当該施設の完成に要した費用を経常費用として整理しております。

3．代理店勘定

当該事業年度に属する収納金で代理店において収納済みであるが、機構において収納未済となっているものを整理しております。

## Ⅵ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

1．独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年１月20日　閣議決定）」において、全法人一律の現行制度と全法人の組織の在り方を一体的に見直し、講ずべき措置が取りまとめられたほか、当機構において講ずべき措置として次の内容が定められております。

【中小企業基盤整備機構】

○　成果目標達成法人とする。

○　金融的手法を用いた業務については、高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用し、金融庁検査を導入する。

○　本法人と日本貿易振興機構の地方事務所については、自治体等と調整しつつ、機能的な統合を進めることとし、中小企業の海外進出に係る業務について総合的に支援する体制を構築する。

2．「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の成立（平成23年５月２日法律第40号）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等）

第130条　独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下この条から第132条までにおいて「機構」という。）は、特定被災区域その他政令で定める地域（以下この条から第132条までにおいて「特定地域」という。）における特定事業者（東日本大震災により著しい被害を受けた事業者をいう。以下この条から第132条までにおいて同じ。）の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、特定地域において、工場、事業場又は工場若しくは事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡の業務を行う。

２　機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第１項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、特定事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一　特定地域における工場又は事業場の整備並びに当該工場又は当該事業場の賃貸その他の管理及び譲渡

二　前項の規定により機構が行う工場又は事業場の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場又は当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

三　前二号の業務に関連する技術的援助

なお、本項に関連して平成23年度の国の第３次補正予算（平成23年11月21日、第179回臨時国会にて成立）から、東日本大震災復旧・復興に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構に必要な経費として、44,500,000,000円の政府出資金を受けて資本金を増加しております。

3．「福島復興再生特別措置法」の成立（平成24年３月30日法律第25号）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第60条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）附則第５条第１項の政令で定める日までの間、同項第１号の規定により管理を行っている工場用地について、福島県知事が第58条第５項の認定（前条において準用する東日本大震災復興特別区域法第６条第１項の変更の認定を含む。）を受けた重点推進計画（次条及び第62条において「認定重点推進計画」という。）に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。